

建業第309号
令和3年2月17日

一般社団法人 静岡県建設業協会会長 様
一般社団法人 静岡県建設産業団体連合会会長 様
静岡県建設事業協同組合連合会会長 様

静岡県交通基盤部建設支援局建設業課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止に係る建設業許可申請書等
受付業務について（通知）

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る建設業課における建設業新規許可申請書受付業務の予約制度試行及び土木事務所における建設業申請書等窓口預かりと一部届出書の郵送提出について、令和2年9月11日付け建業第30-3号及び建業第32-3号でお知らせしたところでありますが、現在においても感染症のまん延が収束していないことを鑑み、下記のとおり建設業課及び土木事務所における受付業務の対応を継続しますので、貴団体におかれましては、会員への周知をよろしくお願いします。

記

1 建設業課における建設業新規許可申請書受付業務の予約制度試行

(1) 試行期間

令和3年9月30日（木）まで

(2) 予約について

ア 対象となる許可申請

新規の建設業許可及び個人事業の継承に関する許可とします。

イ 1日当たりの予約件数

午前2件（午前9時から）、午後2件（午後1時30分から）の合計4件とします。

ウ 予約受付方法

電話による受付を実施します（許可班 054-221-3058）。

エ ホームページにおける予約状況公開

実施しません。

(3) その他

- ・新規許可の審査は予約者を優先します。予約なしで新規許可を申請された場合はロビー等でお待ちいただく場合があります。
- ・新規許可の補正は、予約の空き時間に対応いたします。空き時間については、建設業課に電話でお問い合わせください。
- ・建設業許可に関する質問及び相談は、メールにてお願いします。

建設業課メール : kensetsugyou@pref. shizuoka. lg. jp

2 土木事務所における建設業申請書等窓口預かりと一部届出書の郵送提出

(1) 実施期間

令和3年9月30日(木)まで

(2) 申請書等の受付窓口預かり

- ・全ての申請書、届出書及び許可証明願について、土木事務所窓口における審査を前提とした書類預かりを可能とします。
- ・事務の流れについては、別紙1及び2のとおりとします。

(3) 一部の届出書（許可証明願を含む。）の郵送提出

- ・次の書類を除き、郵送による書類提出を可能とします。なお、郵送提出を行う場合は、返信用切手を貼付した返信用封筒及び別紙4預り票を必ず添付してください。

○郵送提出ができない書類

「更新申請」、「法人成申請」、「業種追加申請」、「般特新規申請」、「経営業務管理責任者変更届」、「営業所の専任技術者変更届」及び「廃業届」

- ・事務の流れについては、別紙3のとおりとします。

(4) その他

- ・解体工事業登録事務についても、上記取り扱いに準じて行うこととします。

以 上

担 当 許可班
電話番号 054-221-3058